

## 東京税理士政治連盟規約の一部改正承認の件

### 【改正の目的】

本連盟規約について、①本連盟の目的をより明確にするとともに単位税政連との関係を再構築する、②事業内容を整理する、③総務会の機能を見直す、④本連盟における単位税政連の会費納入会員の位置付けを明確にする、⑤ウェブ会議及び書面議決に関する規定を新設する、⑥顧問及び相談役の任期を原則、終身とする、⑦章立ての変更や条文を整理することで、より分かりやすい構成とする、⑧その他文言を整理する。

以上が本連盟規約を改正する目的である。

改 正 案	現 行
目 次	目 次
第 1 章 総則 (第 1 条～ <u>第 6 条</u> )	第 1 章 総則 (第 1 条～ <u>第 7 条</u> )
第 2 章 会務の執行	第 2 章 同 左
第 1 節 執行機関 ( <u>第 7 条</u> ～第 16 条)	第 1 節 執行機関 ( <u>第 8 条</u> ～第 16 条)
第 2 節 総務会及び推薦審査会 (第 17 条～第 20 条)	第 2 節 同 左
<u>第 3 節 単位税政連会長、幹事長会議 (第 20 条の 2)</u>	<新 設>
第 3 章 大会 (第 21 条～第 26 条)	第 3 章 同 左
第 4 章 役員等の選任、任期等(第 27 条～第 31 条)	第 4 章 同 左
第 5 章 会費及び会計 (第 32 条～第 37 条)	第 5 章 同 左
第 6 章 補則 (第 38 条～第 40 条)	第 6 章 同 左
附 則	附 則

## 第1章 総則

### (目的)

**第2条** 本連盟は、税理士の社会的使命に鑑み、東京税理士会及び日本税理士会連合会の方針に沿って、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行うことを目的とする。

### (事業)

**第3条** 本連盟は、前条の目的を達成するため、日本税理士政治連盟及び単位税理士政治連盟（東京税理士会の支部の区域毎に組織する政治団体をいい、以下「単位税政連」という。）並びに東京税理士会と連携して、東京税理士会の税理士会員の政治意識の高揚を図り、次の事業を行う。

- (1) 納税者の代理人としての税理士制度を確立するための諸施策
- (2) 政府、政党及び国会議員等に対する陳情、請願等の政治活動
- (3) 東京税理士会及び日本税理士会連合会が要望する租税制度の実現のための政治活動
- (4) 税務行政における適正手続の確立のための政治活動
- (5) 単位税政連の運営に関して行う助言
- (6) 単位税政連及び単位税政連の会員に対する情報提供並びに機関紙の発行
- (7) 東京税理士会との連絡調整
- (8) 前各号のほか本連盟の目的達成のために必要な事業

## 第1章 同左

### (名称)

**第1条** 本連盟は、東京税理士政治連盟と称する。

### (目的)

**第2条** 本連盟は、税理士の社会的使命に鑑み、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行うことを目的とする。

### (事業)

**第3条** 本連盟は、前条の目的を達成するため、日本税理士政治連盟及び単位税理士政治連盟（東京税理士会の支部の区域毎に組織する政治団体をいい、以下「単位税政連」という。）と連携して、税理士及び納税者の政治意識の高揚を図り、次の事業を行う。

- (1) 納税者の代理人としての税理士制度を確立及び納税者の租税倫理の高揚を期するための諸施策
  - (2) 政府、政党及び国会議員等に対する、陳情、請願等の政治活動
  - (3) 納税者の実態に即した租税制度の実現のための政治活動
  - (4) 租税法律主義に基づく民主的税務行政実現のための政治活動
- <新 設>
- (5) 単位税政連及び単位税政連の会員（以下「会員」という。）に対する情報提供及び機関紙の発行
  - (6) 東京税理士会との連絡調整及び連携の強化
  - (7) 前各号のほか本連盟の目的達成のために必要な事業

**(構成)**

**第4条** 本連盟は、単位税政連をもって構成する。

**(会員数の報告)**

**第4条の2** 単位税政連は、毎年7月1日現在におけるその会員数を7月15日までに本連盟に報告しなければならない。

**(削る)**

第2章 会務の執行  
第1節 執行機関

**(構成及び会員)**

**第4条** 本連盟は、東京税理士会の支部の会員で組織される単位税政連をもって構成する。

**2** 単位税政連は、毎年7月1日現在における会員数を7月15日までに本連盟に報告しなければならない。

**3** 前項に定める期限までに会員数の報告がない単位税政連の会員数は、当該単位税政連との協議により、幹事会で決定する。

**(事務所)**

**第5条** 本連盟は、東京都渋谷区に事務所を置く。

**(規則及び細則)**

**第6条** 本連盟は、会務の執行に必要な措置を行うため、規則又は細則を定めることができる。

**2** 規則は幹事会の議決により、細則は常任幹事会の議決により制定又は改廃する。

**(役員等)**

**第7条** 本連盟に次の役員を置く。

- |            |        |
|------------|--------|
| (1) 会長     | 1名     |
| (2) 副会長    | 6名以内   |
| (3) 幹事長    | 1名     |
| (4) 幹事     | 25名以内  |
| (5) 総務会長   | 1名     |
| (6) 総務     | 100名以内 |
| (7) 推薦審査会長 | 1名     |
| (8) 会計監事   | 3名以内   |

<p><u>(名誉会長並びに顧問及び相談役)</u></p> <p><b>第7条の2</b> 本連盟は、前条に定める役員等のほか、<u>名誉会長並びに顧問及び相談役</u>を置くことができる。</p> <p><b>(会長及び副会長)</b></p> <p><b>第8条</b> 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。</p> <p>2 副会長は、会長が定めるところにより、会長を補佐して会務を<u>掌理し</u>、会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。</p>	<p>2 前項に規定する役員のほか、委員及び代議員を置く。</p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか</u>、<u>名誉会長、顧問及び相談役</u>を置くことができる。</p> <p style="text-align: center;">第2章 会務の執行 第1節 執行機関</p> <p><b>(会長及び副会長)</b></p> <p><b>第8条</b> 同 左</p> <p>2 副会長は、会長が定めるところにより、会長を補佐して会務を<u>総理し</u>、会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p><b>(幹事長及び幹事)</b></p> <p><b>第9条</b> 幹事長は、会長を補佐して会務を執行する。</p> <p>2 幹事長は、その職務に属する事項で重要と認められるものについては、会長に裁断を求めなければならない。</p> <p>3 幹事は、幹事会の構成員として、会務の執行に当たる。</p> <p><b>(副幹事長)</b></p> <p><b>第10条</b> 会長は、幹事のうちから副幹事長若干名を指名する。</p> <p>2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代行し、幹事長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p><b>(会計監事)</b></p> <p><b>第11条</b> 会計監事は、経理を監査し、決算の審理に当たる。</p> <p>2 会計監事は、他の役員等を兼ね又は本</p>
--	--

<p>(会議の通則)</p> <p>第 12 条 この章において会議とは、次の合議体をいう。</p> <p>(1) 幹事会 (2) 常任幹事会 (3) 委員会 (4) 総務会 (5) 推薦審査会</p> <p>2 会議の議長は、当該会議の招集者又は当該招集者が指名する代理代行相当の職にある者が当たる。</p> <p>3 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 会議における表決権は、構成員 1 名につき 1 個とする。</p> <p>5 次の各号に掲げる者は、会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、<u>表決権を有しない。</u></p> <p>(1) 会計監事 (2) 議案の説明のためなど招集者が必要と認める者</p>	<p>連盟の使用人となることができない。</p> <p>(会議の通則)</p> <p>第 12 条 同 左</p> <p>2 同 左</p> <p>3 同 左</p> <p>4 同 左</p> <p>5 次の各号に掲げる者は、会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、<u>表決に加わることができない。</u></p> <p>(1) 同 左 (2) 同 左</p>
<p><u>(ウェブ会議及び書面議決)</u></p> <p>第 12 条の 2 <u>前条の規定にかかわらず、会議の招集者が必要と認めるときは、次の各号によりウェブ会議又は書面による議決を行うことができる。</u></p> <p>(1) <u>ウェブ会議 会議の招集者が会議を招集することが困難だと認めたとき。</u></p> <p>(2) <u>書面による議決 会議の招集者が会議を招集する必要がないと認めたとき。</u></p>	<p>&lt;新 設&gt;</p>
<p>(幹事会)</p> <p>第 13 条 幹事会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、幹事、総務会長、<u>総務副</u></p>	<p>(幹事会)</p> <p>第 13 条 幹事会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、幹事、総務会長<u>及び推薦</u></p>

<p>会長及び推薦審査会長をもって構成する。</p> <p>2 幹事会は、幹事長が招集し、その構成員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p>3 幹事会は、規約、規則及び細則において幹事会の議を要するものとされている事項及び大会に提案する議決事項のほか、会務の執行に関する重要事項について審議決定する。</p>	<p>審査会長をもって構成する。</p> <p>2 同 左</p> <p>3 同 左</p>
<p>(総務会への諮問)</p> <p><b>第13条の2</b> 会長は、幹事会の議を経て、<u>大会に提案する議決事項のうち、単位税政連又は単位税政連の会員(以下「会員」という。)</u>の利害に直接関係のある事項を総務会に諮問する。</p>	<p>&lt;新 設&gt;</p> <p>(常任幹事会)</p> <p><b>第14条</b> 常任幹事会は、会長、副会長、幹事長及び副幹事長をもって構成する。</p> <p>2 常任幹事会は、幹事長が招集し、その構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p>3 常任幹事会は、規約、規則及び細則において常任幹事会の議を要するものとされている事項及び幹事会から委任された事項のほか、緊急に処理すべき事項について審議決定する。</p> <p>4 常任幹事会で決定した事項は、幹事会に報告するものとする。</p>
<p>(委員会)</p> <p><b>第15条</b> 本連盟は、会務を分掌させるため、次の委員会を置く。</p> <p>(1) 政策委員会 基本政策の<u>企画立案</u>に関する事項</p> <p>(2) 財務委員会 財政の基盤整備、適正</p>	<p>(委員会)</p> <p><b>第15条</b> 同 左</p> <p>(1) 政策委員会 基本政策の<u>企画、樹立</u>に関する事項</p> <p>(2) 同 左</p>

<p>な経理執行に関する事項</p> <p>(3) 組織委員会 組織活動の統一、拡充強化に関する事項</p> <p>(4) <u>国会対策委員会</u> 事業の遂行に必要な国会及び選挙対策に関する事項</p> <p>(5) 広報委員会 機関紙の発行など広報活動全般に関する事項</p> <p>(6) 後援会対策委員会 税理士による国会議員等後援会の設立及び活動の支援に関する事項</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会長は、必要と認めた事業等の分掌を委員会に指示すること又は幹事会の議を経て特別委員会を設けることができる。</p> <p>(委員会の構成等)</p> <p><b>第16条</b> 前条第1項に規定する委員会は、委員長1名、副委員長3名以内及び委員若干名をもって構成する。</p> <p>2 委員長は副幹事長のうちから、副委員長は幹事のうちから会長が委嘱する。</p> <p>3 委員は、第27条第3項の規定による選任に基づき、会長が委嘱する。</p> <p>4 委員会は、委員長が招集する。</p> <p>5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に<u>事故あるときはその職務を代行し</u>、委員長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>6 委員は、委員会の構成員として審議に参画し、会務の執行に当たる。</p> <p>7 会長、副会長及び幹事長は、いつでも委員会の会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、<u>表決権を有しない</u>。</p> <p>第2節 総務会及び推薦審査会</p> <p>(総務会)</p> <p><b>第17条</b> 本連盟に総務会を置き、<u>大会に</u></p>	<p>(3) 同 左</p> <p>(4) <u>国対委員会</u> 事業の遂行に必要な国会及び選挙対策に関する事項</p> <p>(5) 同 左</p> <p>(6) 同 左</p> <p>2 同 左</p> <p>(委員会の構成等)</p> <p><b>第16条</b> 同 左</p> <p>2 同 左</p> <p>3 同 左</p> <p>4 同 左</p> <p>5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に<u>事故があるときはその職務を代行し</u>、委員長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>6 同 左</p> <p>7 会長、副会長及び幹事長は、いつでも委員会の会議に出席し、意見を述べる<u>ことができる。ただし、表決に加わることができない</u>。</p> <p>第2節 同 左</p> <p>(総務会)</p> <p><b>第17条</b> 本連盟に総務会を置き、<u>本連盟</u></p>
---	--

提案する議決事項のうち、単位税政連又は会員の利害に直接関係のある事項として総務会に諮問された事項を審議決定させる。

**2** 前項の規定にかかわらず、総務会長は、大会に提案する議決事項のうち、単位税政連又は会員の利害に直接関係のある事項が総務会に諮問されないときは、当該事項が単位税政連又は会員の利害に直接関係があることを示して、会長に諮問すべき旨を上申することができる。

**(総務会の構成等)**

**第 18 条** 総務会は、総務会長、総務副会長及び総務をもって構成する。

**2** 総務副会長は、会長が総務のうちから2名以内を指名するものとし、総務会長を補佐し、総務会長に事故あるときはその職務を代行し、総務会長が欠員のときはその職務を行う。

**3** 総務会は、総務会長が招集する。

**4** 会長、副会長、幹事長、副幹事長は、総務会に出席することができる。ただし、表決権を有しない。

の運営及び事業活動に関する重要事項を審議決定する。

<新 設>

**(総務会の構成)**

**第 18 条** 同 左

**2** 同 左

**3** 同 左

<新 設>

**(推薦審査会)**

**第 19 条** 本連盟に推薦審査会を置き、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の長及び議会の議員の各選挙に際し、候補者の推薦につき審査決定する。

**(推薦審査会の構成)**

**第 20 条** 推薦審査会は、推薦審査会長、推薦審査副会長及び推薦審査会委員をもって構成する。

**2** 推薦審査副会長は、会長が会員のうちから2名以内を指名するものとし、推薦審査会長を補佐し、推薦審査会長に事故

第3節 単位税政連会長、幹事  
長会議

(単位税政連会長、幹事長会議)

第20条の2 会長は、本連盟と単位税政連との連携を促進し、単位税政連間の相互調整を行うため、単位税政連の会長及び幹事長を招集して会議を行う。

(大会の構成)

第22条 大会は、役員及び代議員をもって構成する。

あるときはその職務を代行し、推薦審査会長が欠員のときはその職務を行う。

3 推薦審査会委員は、次の各号に定める者とする。

- (1) 会長、副会長、幹事長及び副幹事長
- (2) 総務会長及び総務副会長

4 推薦審査会は、推薦審査会長が招集する。

<新 設>

<新 設>

第3章 大会

(大会)

第21条 大会は、定期大会及び臨時大会とする。

2 会長は、毎年1回定期大会を招集しなければならない。

3 会長が必要と認めたときは、臨時大会を招集することができる。

4 代議員の3分の1以上から大会開催の要求があったときは、会長は1月以内に臨時大会を招集しなければならない。

5 大会を招集するには、会日の10日前までに招集通知を発しなければならない。

(大会の構成)

第22条 大会は、代議員及び役員をもって構成する。

<p>(大会の議決事項及び議事の制限)</p> <p><b>第 25 条</b> 大会は、次に掲げる事項を決定する。</p> <p>(1) <u>運動経過及び組織活動報告</u>並びに収支決算報告</p> <p>(2) <u>運動方針及び組織活動方針</u>並びに収支予算</p> <p>(3) 規約の改正</p> <p>(4) 役員を選任</p> <p>(5) 特別会費の負担</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、幹事会において大会に付議する必要を認められた事項</p> <p><b>2</b> 大会の議事は、第 21 条第 5 項の規定により通知した<u>議案以外の事項</u>を決定することはできない。</p> <p>(記録)</p> <p><b>第 26 条</b> 大会の議事については、議事録を作成し、<u>議長及び出席した代議員 2 名以上が署名した上で</u>保存しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 役員等の選任、任期等</p> <p>(役員等の選任)</p> <p><b>第 27 条</b> 役員等は、会員のうちから選任する。</p>	<p>(議決の要件)</p> <p><b>第 23 条</b> 大会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。</p> <p><b>2</b> 大会における構成員の議決権は、1 名につき 1 個とする。</p> <p>(議長及び副議長)</p> <p><b>第 24 条</b> 大会の議長及び副議長は、その大会において選任する。</p> <p>(大会の議決事項及び議事の制限)</p> <p><b>第 25 条</b> 同 左</p> <p>(1) <u>運動経過及び活動報告</u>並びに収支決算報告</p> <p>(2) <u>運動及び活動方針</u>並びに収支予算</p> <p>(3) 同 左</p> <p>(4) 同 左</p> <p>(5) 同 左</p> <p>(6) 同 左</p> <p><b>2</b> 大会の議事は、第 21 条第 5 項の規定により通知した<u>議案以外</u>を決定することはできない。</p> <p>(記録)</p> <p><b>第 26 条</b> 大会の議事については、議事録を作成し、保存しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 同 左</p> <p>(役員等の選任)</p> <p><b>第 27 条</b> 同 左</p>
---	--

<p>2 役員は、次の各号に定めるところにより選任する。</p> <p>(1)総務以外の役員は、役員選考会の選考に基づき、大会で選任する。</p> <p>(2)総務は、単位税政連から1名ずつ推薦された者と役員選考会の選考に基づく者を大会で選任する。</p> <p>(3)役員選考会は、役員選考会招集通知発送日現在の次に定める者をもって構成する。</p> <p>ア 副会長、幹事長及び総務会長 イ 単位税政連会長のうちから、常任幹事会で選任した8名</p> <p>(4)役員選考会は、総務会長が招集し、大会開催日の<u>1月前までに開催</u>しなければならない。</p> <p>(5)役員選考会の議長は、構成員の中から選任し、表決権は、構成員1名につき1個とする。</p> <p>3 委員は、単位税政連の推薦に基づき選任する。</p> <p>4 代議員は、次の各号に定めるところにより選任する。</p> <p>(1)代議員は、役員との兼任はできないものとし、総数350名を各単位税政連が割当数に応じて会員のうちから選出する。</p> <p>(2)各単位税政連において選出する代議員数は、<u>基礎割当数3名</u>と会員割数の合計数とする。</p> <p>(3)会員割数は、当該代議員が就任する定期大会開催日を含む事業年度の前事業年度の7月1日現在の会員総数を350名から基礎割当数の総数を控除した数で除し、その数で同日現在の各単位税政連の会員数を除した数とする。この場合において、1名に満たない端数を生じたときは、端数値の大きいものから順次会員割数の総数に満</p>	<p>2 同 左</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 同 左</p> <p>(3) 同 左</p> <p>(4) 役員選考会は、総務会長が招集し、大会開催日の<u>1ヵ月前までに開催</u>しなければならない。</p> <p>(5) 同左</p> <p>3 同 左</p> <p>4 同 左</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 各単位税政連において選出する代議員数は、<u>基礎割当数(3名とする。)</u>と会員割数の合計数とする。</p> <p>(3) 同 左</p>
--	--

つるまで1名に切り上げる。ただし、同順位があるときは幹事会の定めるところによる。

(4) 単位税政連は、7月末日までに代議員を選任し、本連盟に報告しなければならない。

(名誉会長並びに顧問及び相談役の委嘱)

第 27 条の 2 会長は、東京税理士会会長の職にある者を名誉会長として委嘱する。

2 会長は、幹事会で選任された者を顧問及び相談役として委嘱する。

(役員及び委員の任期等)

第 28 条 役員及び委員の任期は、就任後第 2 回目の定期大会終了の時までとする。ただし、補欠又は補充により就任した役員又は委員の任期は、他の役員又は委員の残任期間と同一とする。

2 任期が満了若しくは辞任した役員又は委員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行う。

3 代議員の任期は、選任された事業年度に開催する定期大会の日から翌事業年度に開催する定期大会の前日までとする。ただし、補欠により就任した代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(名誉会長並びに顧問及び相談役の任期)

第 28 条の 2 名誉会長並びに顧問及び相談役の任期は、会員でなくなった場合又は就任の辞退若しくは辞任の申し出があった場合を除き、次の各号に定めるところによる。

(1) 名誉会長 東京税理士会会長の職を退いた後の最初の定期大会の日まで

(2) 顧問及び相談役 終身

(4) 単位税政連は、本連盟からの代議員定数の連絡に基づき、7月末日までに代議員を選任し、報告しなければならない。

5 名誉会長は、東京税理士会会長の職にある者を会長が委嘱する。

6 顧問及び相談役は、総務会で選任し、会長が委嘱する。

(役員等の任期)

第 28 条 役員及び委員の任期は、就任後第 2 回目の定期大会終了の時までとする。ただし、補欠又は補充により就任した役員等の任期は、他の役員又は委員の残任期間と同一とする。

<新 設>

2 同 左

3 名誉会長、顧問及び相談役の任期は、会員でなくなった場合及び辞任の申し出があった場合を除き、次の各号に定めるところによる。

(1) 名誉会長は、東京税理士会会長の職を退いた後の最初の定期大会の日までとする。

(2) 顧問及び相談役は、当該顧問及び相談役を委嘱した会長の在任期間とする。

(役員等の退任)

第 29 条 役員等は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、退任する。

- (1) 会員の資格を失ったとき。
- (2) 単位税政連から推薦又は選任された総務、委員及び代議員は、前号に定める場合のほか、他の単位税政連の区域に異動したとき。

(補欠選任及び補充選任)

第 30 条 会長が就任後 1 年以内に退任したときは、この規約により補欠選任を行うものとする。ただし、残任期間が 1 年未満のときは、幹事会の決定によりこれを行わないことができる。

- 2 幹事長、総務会長、推薦審査会長又は会計監事に欠員が生じたときは、第 27 条第 2 項第 1 号中の「大会で」を「幹事会で」と読み替えて補欠選任を行う。ただし、幹事会の決定によりこれを行わないことができる。
- 3 副会長又は幹事の退任にともなう補欠選任について、会長が必要と認めたときは、幹事会の議を経て、前項本文を適用する。
- 4 副会長、幹事の定数の限度までを大会で選任しなかったときは、会長は、幹事会の議を経て、補充選任することができる。
- 5 委員及び代議員の補充選任は、当該委員又は代議員の所属していた単位税政連の推薦に基づいて行う。

(代議員への報告)

第 30 条の 2 会長又は代理する副会長は、前条第 1 項ただし書き及び第 2 項から第 4 項までの規定を適用したときは、速やかに代議員に報告しなければならない。

(役員等の退任)

第 29 条 同 左

- (1) 会員の資格を失ったとき
- (2) 単位税政連から推薦又は選任された総務、委員及び代議員は、前号に定める場合のほか、他の単位税政連の区域に異動したとき

(補欠選任及び補充選任)

第 30 条 会長が就任後 1 年以内に退任したときは、この規約により補欠選任を行うものとし、残任期間が 1 年未満のときは、総務会の決定によりこれを行わないことができる。

- 2 幹事長、総務会長、推薦審査会長又は会計監事に欠員が生じたときは、第 27 条第 2 項第 1 号中の「大会で」を「総務会で」と読み替えて補欠選任を行う。ただし、総務会の決定によりこれを行わないことができる。
- 3 副会長又は幹事の退任にともなう補欠選任について、会長が必要と認めたときは、幹事会の議を経て、前項前段を適用する。
- 4 副会長、幹事の定数の限度までを大会で選任しなかったときは、会長は、総務会の議を経て、補充選任することができる。
- 6 同 左

[第 30 条]

5 第 2 項前段及び前 2 項の規定を適用したときは、代議員に報告しなければならない。

<p><b>第 31 条 削除</b> (一部変更し、改正案第 28 条第 2 項に移動)</p> <p>第 5 章 会費及び会計</p> <p>(事業年度)</p> <p><b>第 32 条</b> 本連盟の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終わる。</p> <p>(会費及び特別会費)</p> <p><b>第 34 条</b> 単位税政連は、<u>第 4 条の 2 の規定により本連盟に報告した会員数のうち、会費を納入した会員数に 5,500 円を乗じた額を、その年度の会費として、11 月末日までにその全額を納入しなければならない。</u></p> <p>(削る)</p> <p><u>2</u> 会長は、特別の支出に充てるため、特別会費の負担を求めることができる。</p> <p><u>3</u> 特別会費の目的、金額、納期その他必要な事項については大会で定め、特別会計を設けなければならない。</p> <p>(会費納入会員数への置換)</p> <p><b>第 34 条の 2</b> <u>第 4 条の 2 の規定により単位税政連が本連盟に報告した会員数と前条第 1 項に定められた会費を納入し</u></p>	<p>(職務の引継)</p> <p><b>第 31 条</b> <u>任期が満了した役員又は委員は、後任者が決定するまで引き続きその職務を行う。</u></p> <p>第 5 章 同 左</p> <p>(事業及び会計年度)</p> <p><b>第 32 条</b> 本連盟の事業及び会計年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終わる。</p> <p>(経費)</p> <p><b>第 33 条</b> 本連盟の経費は、会費、特別会費、寄附金その他の収入をもって支弁する。</p> <p>(会費及び特別会費)</p> <p><b>第 34 条</b> 単位税政連は、<u>第 4 条第 2 項の定めにより本連盟に報告した会員数の内、会費を納入した会員数に 5,500 円を乗じた額を、その年度の会費として、11 月末日までにその全額を納入しなければならない。</u></p> <p><u>2</u> <u>前項に定める会費の計算以降、翌年の 3 月 31 日までに会員が増加した単位税政連は、増加会員数の内、会費を納入した会員数に 5,500 円を乗じた額を納入することができる。</u></p> <p><u>3</u> 同 左</p> <p><u>4</u> 同 左</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>
--	---

た会員数(以下「会費納入会員数」という。)が異なる場合、本連盟は、第4条の2の規定に基づく会員数を当該単位税政連の会費納入会員数に置き換える。

(会費納入会員名簿等提出の要請)

第34条の3 本連盟は、会長が必要と認めるときは、単位税政連に対し、当該単位税政連が保有する会費納入会員(第34条第1項及び第2項に定める単位税政連に会費を納入した会員をいう。)の名簿その他の資料の提出を求めることができる。

(個人情報等の取扱い)

第34条の4 本連盟は、取得した会員又は会員以外の者の個人情報並びに個人番号及び特定個人情報は、関係法令の規定に従い適正に利用し、取得の目的以外の用途では利用しない。また、取得の目的を達した後は、直ちに廃棄するものとする。

第36条 削除

(規則への委任)

第37条 会計に関し必要な事項は、この規約に定めるもののほか、規則で定める。

<新 設>

<新 設>

(寄附金)

第35条 本連盟は、本連盟の目的、事業に賛同する個人及び政治団体から寄附金を受けることができる。

(予算及び決算)

第36条 毎会計年度の予算及び決算は、大会の承認を受けなければならない。

(規則への委任)

第37条 会計に関し必要な事項は、規則で定める。

<p style="text-align: center;">第6章 補 則</p> <p>(事務局)</p> <p><b>第 38 条</b> <u>本連盟の会務に関する事務を行わせるため、事務局を置く。</u></p> <p>2 会長は、幹事会の同意を得て<u>事務局長の任免を行う。</u></p> <p>3 前2項に規定するもののほか、事務局に関し必要な事項は、細則で定める。</p> <p>(疑義の決定)</p> <p><b>第 39 条</b> <u>この規約に定めのない事項又は定められた事項について疑義が生じたときは、幹事会の議を経て会長が決定する。</u></p> <p>(この規約の改正)</p> <p><b>第 40 条</b> <u>この規約の改正は、大会の議を経て行うものとする</u></p>	<p style="text-align: center;">第6章 同 左</p> <p>(事務局)</p> <p><b>第 38 条</b> <u>本連盟に事務局を置き、本連盟の会務に関する事務処理を行う。</u></p> <p>2 会長は、幹事会の同意を得て<u>事務局に事務長を置く。</u></p> <p>3 同 左</p> <p>(この規約の疑義の決定)</p> <p><b>第 40 条</b> <u>この規約に定められた事項又は定めのない事項について疑義が生じたときは、幹事会の議を経て会長が決定する。</u></p> <p>(この規約の改正)</p> <p><b>第 39 条</b> <u>この規約の改正は、大会の議を経て行うものとする。</u></p>
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この改正規約は、平成 30 年 9 月 21 日から施行する。</p> <p>2 第 34 条第 1 項及び第 2 項の改正規定については、当分の間、改正前の規定を適用するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">附 則 (令和●年 9 月 ●日)</p> <p>1 この改正規定は、令和●年 9 月 ●日から施行する。ただし、第 13 条の 2 及び第 17 条の改正規定は、令和 9 年 9 月の第 61 回定期大会開催日の翌日から適用する。</p> <p>2 改正前の第 27 条第 6 項の規定により委嘱された顧問及び相談役の任期は、改正前第 28 条第 3 項第 2 号の規定による任期とする。</p> <p>3 平成 30 年改正附則第 2 項中、「当分の間」とあるのは、「令和●年 9 月 30 日まで」と読み替えるものとする。</p>	